

建保発第66号
平成29年5月10日

事業主様

兵庫県建築健康保険組合
理事長 森 長 義

厚生年金保険適用関係届及び国民年金第3号被保険者関係届業務に関する
業務委託契約の締結について（依頼）

平素は、当健康保険組合の事業運営について、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

厚生年金保険の適用関係届（賞与支払届を除く。）については、従来、事業主様から当健康保険組合へ提出していただき、当健康保険組合は日本年金機構事務センターへ回付していました。

平成29年1月からの個人番号（マイナンバー）の利用の開始に備え、平成28年11月から、回付事務を廃止することにしました。

また、国民年金の第3号届についても、厚生年金保険の適用関係届と同様に、日本年金機構事務センターへの回付事務を廃止しました。ただし、当健康保険組合の被扶養者であることの医療保険者の証明事務は、従来どおり行うこととしているところです。

当健康保険組合は、被保険者数の減少に歯止めをかけるとともに、組合財政の健全化を図るために、事業所編入の促進を図っているところですが、事業所編入の同意を得られない理由の一つが、届書の提出先が日本年金機構と健康保険組合の2箇所になることです。

また、加入している事業所からも回付事務の復活を望む声もあります。

健康保険組合連合会と協議した結果、事業主様と当健康保険組合理事長との間で、業務委託契約（別添をご参照願います。）を締結することにより、所定の届書を、当健康保険組合を経由して日本年金機構へ回付することができることになりました。

このことについて、組合会のご承認をいただきましたので、次のとおり対応させていた

できます。全事業主様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

1 全事業主様において、別添をご参照の上、業務委託契約書を2部作成していただき、ご多忙のところ誠に恐縮ですが、1部を平成29年5月23日（火）までに当健康保険組合にご提出願います。

- ・ 1部は事業主様用ですので、ご所持願います。
- ・ ご提出に当たっては、同封の返信用封筒をご使用願います。

2 業務委託契約の締結が完了した事業所様については、平成29年6月1日（木）から、回付事務を実施させていただきます。

3 届書については、原則として、事業主様に通知を要するものは、当健康保険組合提出用（正・副）と日本年金機構事務センター提出用（年金用）とがセットになった3枚複写様式にさせていただきます。

被保険者資格取得届の新様式は、平成29年6月6日（火）に、見本として1部送付させていただきます。

個人番号（マイナンバー）の取扱いの全体像を明確に把握することに時間がかかり、対応が転々としており、事業主様には大変ご迷惑をおかけしていますことについて、深くお詫び申し上げます。

マイナンバーの収集に当たっては、事業主及び被保険者等の皆様に、ご多忙のところ、多大なるご協力を賜りましたことについて、改めて厚くお礼申し上げます。

平成29年7月から、マイナンバーに係る地方公共団体、医療保険者との情報連携が開始される予定です。

現在、新規加入者のマイナンバーの登録事務を行うとともに、統合専用端末の設置を終え、事前準備（運動テスト・総合運用テスト・加入者情報等の登録）を行っているところです。

今後とも、引き続いて、当健康保険組合の事業運営に対し、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

業 務 委 託 契 約 書

〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇（以下「甲」という。）と兵庫県建築健康保険組合 理事長 森 長義（以下「乙」という。）とは、厚生年金保険適用関係届及び国民年金第3号被保険者関係届業務に関して、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（委託業務の内容）

第1条 甲は、本契約の定めるところにより、次の業務（以下「本件業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(1) 厚生年金保険適用関係届（下記を参照）の日本年金機構兵庫事務センターへの回付事務

- | | | |
|---------------------------------|------------------|--------------|
| ①被保険者資格取得届 | ②被保険者資格喪失届 | ③被保険者報酬月額変更届 |
| ④被保険者報酬月額算定基礎届 | ⑤育児休業等終了時報酬月額変更届 | |
| ⑥産前産後休業終了時報酬月額変更届 | ⑦被保険者氏名変更届 | |
| ⑧被保険者生年月日訂正届 | ⑨被保険者住所変更届 | |
| ⑩育児休業等取得者申出書（育児休業等取得者終了届） | | |
| ⑪産前産後休業取得者申出書（産前産後休業取得者変更（終了）届） | | |
| ⑫事業所関係変更届（事業所所在地・名称変更届を含む。） | | |

※被保険者賞与支払届は、回付対象となっていません。

(2) 国民年金第3号被保険者資格取得届等について、当健康保険組合の被扶養者であることの医療保険者の証明事務

(3) 国民年金第3号被保険者資格取得届等の日本年金機構兵庫事務センターへの回付事務
2 前項第1号及び第3号に定める回付事務については、原則として、毎週金曜日に回付する。

3 個人番号（マイナンバー）が記載されている届書を回付するに当たっては、追跡可能で、郵便物の配達状況を確認できるレターパックライト等を利用する。

（委託料）

第2条 本契約に基づく乙に対する委託料は無料とする。ただし、甲から乙に届書を提出する経費は、甲の負担とする。

（再委託の禁止）

第3条 乙は、本件業務を第三者に再委託することができない。

（法令順守）

第4条 乙は、本件業務を遂行するに当たり、「国民年金法」（昭和34年4月16日法律第141号）、「個人情報保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第57号）及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。）を遵守しなければならない。

(特定個人情報の保護)

第5条 乙は、番号法第2条に規定された特定個人情報を保護するため、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（平成26年12月11日・特定個人情報保護委員会）に基づく特定個人情報の利用制限及び提供制限を遵守し、安全管理措置を講じなければならない。

(管理及び保管状況についての確認)

第6条 甲は、必要があると認めたときは、乙による個人情報の安全管理状況を確認することができる。その際、乙は、甲に協力するものとする。

(損害賠償)

第7条 乙は、本契約に基づく業務の遂行中に、乙の責に帰すべき事由により、甲の個人情報の漏えい、紛失等により損害を生じさせた場合は、その賠償の責任を負うものとする。ただし、乙は、天災地変その他不可抗力により生じた損害については、賠償の責任を負わない。

(契約の解除)

第8条 甲又は乙から、本契約を解除したい旨の申し出があったとき、甲乙協議の上、本契約を解除することができる。

(契約期間)

第9条 本契約の有効期間は、平成29年6月1日から平成30年5月31日までとする。ただし、甲又は乙のいずれかが契約期間を延長しない旨の申し出をしたときを除き、本契約の期間は、契約満了日の翌日から1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(疑義の解決方法)

第10条 本契約について、甲乙間に疑義が生じた場合は、甲乙は、誠意をもって協議の上、解決するものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成29年6月1日

甲 ○○市○○町○○○○番地
○○○○株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

乙 神戸市西区美賀多台1丁目1番地の2
兵庫県建築健康保険組合
理事長 森 長 義 印

業 務 委 託 契 約 書

(以下「甲」という。)と兵庫県
建築健康保険組合 理事長 森 長義(以下「乙」という。)とは、厚生年金保険適用関係届
及び国民年金第3号被保険者関係届業務に関して、次のとおり契約(以下「本契約」という。)
を締結する。

(委託業務の内容)

第1条 甲は、本契約の定めるところにより、次の業務(以下「本件業務」という。)を乙に
委託し、乙はこれを受託する。

(1) 厚生年金保険適用関係届(下記を参照)の日本年金機構兵庫事務センターへの回付事
務

- | | | |
|---------------------------------|------------------|--------------|
| ①被保険者資格取得届 | ②被保険者資格喪失届 | ③被保険者報酬月額変更届 |
| ④被保険者報酬月額算定基礎届 | ⑤育児休業等終了時報酬月額変更届 | |
| ⑥産前産後休業終了時報酬月額変更届 | ⑦被保険者氏名変更届 | |
| ⑧被保険者生年月日訂正届 | ⑨被保険者住所変更届 | |
| ⑩育児休業等取得者申出書(育児休業等取得者終了届) | | |
| ⑪産前産後休業取得者申出書(産前産後休業取得者変更(終了)届) | | |
| ⑫事業所関係変更届(事業所所在地・名称変更届を含む。) | | |

※被保険者賞与支払届は、回付対象となっていません。

(2) 国民年金第3号被保険者資格取得届等について、当健康保険組合の被扶養者であるこ
との医療保険者の証明事務

(3) 国民年金第3号被保険者資格取得届等の日本年金機構兵庫事務センターへの回付事務
2 前項第1号及び第3号に定める回付事務については、原則として、毎週金曜日に回付す
る。

3 個人番号(マイナンバー)が記載されている届書を回付するに当たっては、追跡可能で、
郵便物の配達状況を確認できるレターパックライト等を利用する。

(委託料)

第2条 本契約に基づく乙に対する委託料は無料とする。ただし、甲から乙に届書を提出す
る経費は、甲の負担とする。

(再委託の禁止)

第3条 乙は、本件業務を第三者に再委託することができない。

(法令順守)

第4条 乙は、本件業務を遂行するに当たり、「国民年金法」(昭和34年4月16日法律第
141号)、「個人情報保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第57号)及び「行
政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年5月3
1日法律第27号。以下「番号法」という。)を遵守しなければならない。

(特定個人情報の保護)

第5条 乙は、番号法第2条に規定された特定個人情報を保護するため、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（平成26年12月11日・特定個人情報保護委員会）に基づく特定個人情報の利用制限及び提供制限を遵守し、安全管理措置を講じなければならない。

(管理及び保管状況についての確認)

第6条 甲は、必要があると認めたときは、乙による個人情報の安全管理状況を確認することができる。その際、乙は、甲に協力するものとする。

(損害賠償)

第7条 乙は、本契約に基づく業務の遂行中に、乙の責に帰すべき事由により、甲の個人情報の漏えい、紛失等により損害を生じさせた場合は、その賠償の責任を負うものとする。ただし、乙は、天災地変その他不可抗力により生じた損害については、賠償の責任を負わない。

(契約の解除)

第8条 甲又は乙から、本契約を解除したい旨の申し出があったとき、甲乙協議の上、本契約を解除することができる。

(契約期間)

第9条 本契約の有効期間は、平成29年6月1日から平成30年5月31日までとする。ただし、甲又は乙のいずれかが契約期間を延長しない旨の申し出をしたときを除き、本契約の期間は、契約満了日の翌日から1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(疑義の解決方法)

第10条 本契約について、甲乙間に疑義が生じた場合は、甲乙は、誠意をもって協議の上、解決するものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成29年6月1日

甲

印

乙 神戸市西区美賀多台1丁目1番地の2
兵庫県建築健康保険組合
理事長 森 長 義

印